

奨学生二次募集の御案内

広島県教育委員会

広島県高等学校等奨学金は、経済的理由により修学が困難と認められる高校生等を対象に、修学上必要な学資金の一部を貸し付ける制度です。
今回、二次募集を実施しますので、奨学金の貸付を希望される方は学校に申し出て、申請書類等の詳しい案内を受け取った上で、学校が定める期限までに申し込んでください。

1 修学奨学金の内容

(1) 貸付月額・期間

区分	自宅通学	自宅外通学	貸付利息	貸付時期	貸付期間
国公立	18,000円	23,000円	無利息	毎月	令和2年10月から、在学する学校の修業年限の終了する月まで
私立	30,000円	35,000円			

(2) 償還

本奨学金は給付ではありません。将来必ず全額を返していただく必要があります。
(貸付終了後、6か月を経過したのち、貸付を受けた奨学金の総額に応じた期間内（最長10年）で償還)
※ 大学等に進学した場合などは、申請により在学期間中の償還が猶予できる場合があります。

(3) 募集予定者数

240名程度

提出期限：10/5（月）
提出先：学生課学生支援係

2 応募資格

次の要件のすべてを満たす方が対象となります。

- ① 高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）、高等専門学校、特別支援学校の高等部又は専修学校高等課程（修業年限2年以上のものに限る。）に在学していること。
- ② 保護者等が広島県内に住所を有すること。
- ③ 経済的理由により修学が困難であること。

申請者の属する世帯の父と母双方、又はこれに代わって家計を支えている者の年間の全収入額が、収入基準額（別に定める額）以下であること。

(例) 給与収入 4人世帯 約665万円以下
給与以外所得 4人世帯 約291万円以下

- ④ 学習状況が良好であること。
- ⑤ 次の奨学金等を借り受けていないこと。

(ただし、併願は可能です。両方に決定した場合は、どちらかを選択してください。)

- 独立行政法人日本学生支援機構奨学金
- 母子及び父子並びに寡婦福祉法による修学資金
- 広島県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金
- 生活福祉資金（教育支援資金のうち教育支援費）
- 特別支援学校への就学奨励に関する法律に基づく就学奨励費

- ※ 収入基準額は、家族構成等により異なります。（上記の収入金額は目安です。）
- ※ 全収入額には、非課税所得（児童扶養手当、年金〔遺族年金等含む〕、失業給付金等）も含まれます。
- ※ 高等専門学校に在学している方は、日本学生支援機構の奨学金にも対象となりますので、詳細は学校で確認してください。

3 申請の手続

申請手続は、学校を通じて行いますので、担任の先生や事務室等に申し出てください。
(書類等の提出期限等については、学校からお知らせします。)

4 その他

- 申請者が多い場合は、すべての要件を満たす場合であっても、決定されないことがあります。
- 12月上旬頃に貸付の可否を決定し、学校を通じて決定通知書を送付します。
- 毎年、年度始めには収入等要件の確認を行い貸与の継続の可否を判定しますので、卒業までの貸与を確約するものではありません。

緊急募集・・・こちらは、随時申請を受け付けます。

保護者の失職、破産、死亡等又は災害等により家計が急変し、学費の負担が困難と認められる場合などについては、上記の募集とは別に、随時申請を受け付けますので、学校に申し出てください。

広島県教育委員会HP：<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/kyouiku/06senior-2nd-syougakukin-nijiboshu.html>

不明な点があれば、各学校又は広島県教育委員会教育支援推進課企画調整係（電話082-513-4996）へお問い合わせください。